

「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の 改正案に対する意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 2024 年 10 月 12 日 (土) から同年 11 月 11 日 (月) まで

■ 意見提出件数 : 36 件 (法人・団体 : 7 件、個人 : 29 件)

■ 意見提出者 : (意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	株式会社 NTT ドコモ
4	サムスン電子ジャパン株式会社
5	KDDI 株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	株式会社オプテージ
—	個人 (29 件)

「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見 1 政策検討においては、向かうべき将来像を明確化すべき。また、端末価格が以前よりも大幅に上昇しており、時代に合った規制の在り方を検討すべき。	考え方 1	
<p>当社は、これまでも「競争ルールの検証に関する WG」の各種ヒアリングや「競争ルールの検証に関する報告書 2024」に対する当社意見でも述べているとおり、競争・市場政策の検討に際しては、海外比較等を通じた日本市場の現状を把握し、向かうべき将来像を明確にした上で、時代に合った規制の在り方を議論することが、日本市場の発展と利用者の利益につながると考えています。</p> <p>現在の端末割引規制については、通信市場における通信料金の低廉化（通信市場・端末市場の双方の競争促進、通信料金収入を原資とした過度な端末割引の抑制）を目的として、電気通信事業法第 27 条の 3 等に基づき割引上限規制が設けられているものですが、現状の日本の通信市場では、昨今の各社の様々な取り組みにより、より一層通信料金の低廉化やサービスの多様化が進展しています。</p> <p>総務省殿公表の「電気通信サービスに係る内外価格差調査－令和 5 年度調査結果－」においても、日本の通信料金は、諸外国と比較しても低～中位程度となっている理解です。</p> <p>現在の端末価格については、当時の法制定時と比較しても大幅に上昇している状況でもあり、また上記の通信料金の低廉化やサービスの多様化が進展している状況も踏まえれば、今後、時代に合った規制の在り方についても検討が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。	無
5 通信料金と端末代金の完全分離		
(1) 規定の概要		
② 移動端末設備となる電気通信設備の販売等に関する契約の締結		
意見 2 規律対象外とされる端末について新たに事例が明確となった場合は、本ガイドラインの規定に基づき、全指定事業者に情報共有を要望。	考え方 2	

<p>・規律対象外とされる端末について、「インターネット接続を可能とする自動車等」との記載のみでは、事業者により解釈が異なるおそれがあるため、公正な競争環境を確保する観点から、新たに事例が明確となった場合は、速やかに本ガイドライン（別紙1）の規定に基づき、全指定事業者の担当者が加入するメーリングリストを用いて、総務省から全指定事業者へ新たな具体例の情報を共有いただくこと等を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>
<p>意見3 使用する場所・場面等が相当程度特定されている移動端末設備は規律対象外である旨を明記することについて賛同。</p>	<p>考え方3</p>	<p></p>
<p>使用する場所・場面等が相当程度特定されている移動端末設備は規律対象外である旨明記することについて、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供 ② 禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」</p>		
<p>意見4 「お試し」による通信料金割引は最低限の範囲で実施すべき。割引実施期間の必要性の説明が求められることや本措置が恒久的でない点について、本ガイドラインで示すことが望ましい。総務省において、指定事業者からの実施期間の合理性の説明内容を確認してほしい。「お試し」による通信料金割引がモバイル市場の競争状況に及ぼす影響を注視し、必要に応じて検証・見直しを実施してほしい。</p>	<p>考え方4</p>	<p></p>
<p>モバイル市場における競争促進のためには、事業者間乗換えの円滑化は重要であり、特に MVNO や楽天モバイル殿などの新規参入事業者への乗換え検討時に通信の質に不安を感じる利用者が一定数存在することを踏まえると「お試し」として利用しやすい環境を整備することは利用者利便の向上に資するものと考えます。</p> <p>他方、「お試し」による通信料金割引については、市場競争へ影響を及ぼす可能性もあることから慎重に検討することが求められ、仮に規律を見直す場合であっても必要十分な最低限の範囲に止めることが公正な競争環境の確保の観点から重要と考えます。</p> <p>この点、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、「お試し」に係る通信料金割引は、利用者や MVNO に対する影響、販売代理店の負担等の懸念も指</p>	<p>○ 当該通信料金割引について、6か月はあくまでも上限であり、具体的な実施期間は、趣旨を踏まえた各指定事業者の判断であるところ、実施期間の設定に当たっては、指定事業者は、その判断の合理性について説明できるようにする必要があります。</p> <p>○ 当該通信料金割引の実施期間の合理性の説明が求められる旨及び本措置が恒久的でない旨の本ガイドライン案への追記に関する御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しを検討します。</p>	<p>無</p>

摘されている」と示された通り、競争への影響が懸念される可能性を踏まえて、「指定事業者は、その判断の合理性について説明できるようにしなければならない」とされたものと認識しております。

この趣旨を踏まえ、規律遵守を促す観点から、実施期間の必要性の説明が求められることについては、事業者に求められる望ましい行為として、本ガイドラインにおいても脚注などに示されることが望ましいと考えます。

また、総務省殿においては、指定事業者からの合理性に関する説明内容について、必要十分な最低限の期間・範囲となっているか等、慎重にご確認いただくようお願いいたします。

【一般社団法人テレコムサービス協会】

- ・ モバイル市場の競争活性化により利用者利便の向上を図ることは重要であると考えるところ、新規参入事業者等（MVNO や楽天モバイル殿）への乗換え検討において、通信サービスの質への不安が障壁となっている利用者が一定存在することを踏まえると、「お試し」として利用しやすくなる環境を整備することは、利用者の不安解消に一定の効果があるものと想定しております。
- ・ 一方、「お試し」が目的であっても、最大6カ月の通信料金割引を認めることは、モバイル市場、特に MNO-MVNO 間の競争環境へ大きな影響を及ぼすおそれがあることから、事業法第27条の3の規律の趣旨を踏まえた最低限の範囲で実施されることが肝要であると考えます。
- ・ また、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、指定事業者は実施期間の合理性について説明を要する点や、本施策は恒久的な措置ではない点等の考え方が示されたところ、本規律の趣旨を踏まえた各事業者による適切な競争を促進する観点から、上記の考え方については本ガイドラインにおいても明記いただくとともに、本施策を終了する条件等の明確化に向けて引き続き検討いただくことを要望いたします。

【株式会社オプテージ】

「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において「「お試し」に係る通信料金割引は、利用者や MVNO に対する影響、販売代理店の負担等の懸念も指摘されていることから、恒久的な措置とはせず、（中略）、柔軟に見直しの検討を行うことが適当」と示された通り、恒久的な措置ではないと認識しております。

この点、ミリ波対応端末の割引上限の特例では、終了のタイミングが取り決め

<p>られ、本ガイドラインにおいても「当分の間」という形で恒久的な措置でなく時間的な措置であることが示されていることも踏まえ、本見直しについても同様に恒久的な措置でないことを示されることが望ましいと考えます。</p> <p>また、今回の通信料金割引に関する見直しは大手 MNO も対象となること、モバイル市場の競争状況に急激に影響を及ぼすことも想定されることから、モバイルスタックテストにおいても従来の検証内容に加え、至近の競争状況（例えば、直近 6 ヶ月間の新規獲得における提供料金等の適正性の検証等）を確認する等、これまで以上に、モバイル市場の競争状況を注視いただき、必要に応じて、早急に検討・見直しいただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・通信料金割引に関する「お試し」施策が実施された場合は、同報告書にも示された通り、MNO-MVNO 間のイコールフットイングを確保するため、モバイルスタックテストにおいても考慮されるものと認識しております。 ・この点、通信料金割引は新規獲得に大きな影響を与える可能性があることから、モバイルスタックテスト等において、新規獲得費用を新規加入者数で按分する等、至近の競争状況を反映した検証の実施を検討いただくとともに、競争上の問題が生じた場合には、規律等の見直しを含め、早急に必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 5 「お試し」による通信料金割引について継続的に検証する必要がある。当該通信料金割引を実施する事業者は実施期間の合理性の説明が求められると理解。また、合理性の判断に当たっては、事業者間の公平性を担保してほしい。</p>	<p>考え方 5</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・新規契約を条件とする通信料金割引が許容されることで、行き過ぎた囲い込みやホッピング行為が増加する可能性が一定程度存在するものと考え、限定的に認められた新規契約を条件とする通信料金割引が「お試し」利用の実現という当初の目的に則したものとなっているか、また、顧客獲得競争の激化や囲い込み効果を高めるものとなっていないかについて、継続的に検証していく必要があるものと考えます。 ・また、本ガイドライン改定案には特段記載はないものの、『競争ルールの検証に関する報告書 2024』において、「具体的な実施期間は、「お試し」の趣旨を 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しを検討します。 ○ 当該通信料金割引に係る合理性の説明については、御理解のとおりです。 	<p>無</p>

<p>踏まえた各指定事業者の判断であるところ、実施期間の設定にあたっては、指定事業者は、その判断の合理性について説明できるようにしなければならない。」とされたことを踏まえ、当該通信料金割引を実施する事業者には上記の合理性の説明が求められるとの理解で良いか、確認をさせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その前提において、合理性の判断にあたっては、特定の事業者のみを優遇することなく、事業者間の公平性を担保いただきたいと思います。 <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>		
<p>意見6 「お試し」による通信料金割引を利用したホッピングが生じないか、通信サービスの質への不安解消に効果があったのか等、継続的な検証・議論が必要。利益提供についても通信料金割引と同等に通信の解約時点で利益提供が終了できるようガイドライン改正の議論を要望。「お試し」による通信料金割引は恒久的でない認識。</p>	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・今回、「端末の販売等に際して」ではない「新規契約」を条件とした通信料金の割引（以下、「当該割引」という）を行うことを可能とする改正が行われる予定ですが、競争ルールの検証に関するWGの中でも当該割引の実施にあたっては、複数の有識者からも利用者への適切な周知や事業者間の公正競争を阻害しないような実施要件等について慎重な検討が必要といった意見があったと認識しております。 ・弊社としても、当該割引の競争政策としての効果や、当該割引の適用によって移動通信役務料金を安く抑えつつ他社からの乗り換えを条件とした利益提供を受け取り、次の通信事業者へと渡り歩いていくようなホッピングの問題が新たに生じないかについて、総務省殿において検証が必要と考えます。また、当該割引を積極的に利用するお客さまと利用しないお客さまの間における公平性の観点から、当該割引が社会的に有効な政策として認知されているのか、通信サービスの質への不安の解消に効果があったのかなど、利用者にアンケートを取るなど含め、競争ルールの検証に関するWGにおいて継続的に議論していくことが必要と考えます。 ・また、当該割引は通信料金割引を行うことに限って適用可能となっておりますが、ポイント付与等の利益提供でも通信料金割引の場合と同等に、移動通信役務の解約時点で利益提供を終了することが可能となるよう、ガイドライン等の改正について今後議論いただくことを要望いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の通信料金割引に関する見直しはシェアが大きい指定事業者も対象となることを踏まえ、モバイルスタックテストの結果等も含め、通信市場の競争に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しを検討します。 ○ ポイント付与等の利益提供に関する御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。 ○ 当該通信料金割引の措置が恒久的なものでない点については、御理解のとおりです。 	<p>無</p>

<p>・当該割引については、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」では、恒久的な措置とはしないことが明記されています。ガイドラインに同様の趣旨の記載はありませんが、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」に記載されたとおり、当該割引は恒久的なものではない認識です。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見7 事業法第 27 条の 3 の適用において、特定の事業者を優遇すべきではない。「お試し」による通信料金割引の検証に当たっては、事業者間の公平性確保を前提とし、事業者の経営戦略に係る守秘義務も考慮の上で事業者の負担にならないよう配慮を要望。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>「競争ルールの検証に関する WG」では、電気通信事業法第 27 条の 3 の指定事業者の基準見直しにより、特定の事業者を規制対象外とする方向で議論がなされていきました。</p> <p>最終的には指定事業者の基準見直しを行わず、本改正案により、乗換検討先事業者の通信サービスの質を「お試し」として利用しやすくすることを目的とした新規契約を条件とする通信料金割引（以下、「お試し割引」）が事業者問わず実施可能となる理解です。</p> <p>「競争ルールの検証に関する報告書 2024」に対する当社意見でも述べているとおり、消費者保護も目的である電気通信事業法第 27 条の 3 において、特定の事業者を優遇することはそもそもシェアを問わずあり得ないことであり、原則全事業者が公平にその適用を受けることが当然であると考えます。</p> <p>当該報告書で以下のとおり記載されているお試し割引実施にあたる今後の検証（実施期間設定の理由や販売代理店の評価指標等の設定の考え方等含め通信市場に与える影響の検証）においても、事業者の公平性を踏まえて特定の事業者の優遇がなされないようにしていただくとともに、事業者の経営戦略に係る守秘義務等も考慮の上で事業者にとって負担とならないようご配慮いただくことを要望します。</p> <p><「競争ルールの検証に関する報告書 2024」 P152 抜粋></p> <p>このように、「お試し」に係る通信料金割引は、利用者や MVNO に対する影響、販売代理店の負担等の懸念も指摘されていることから、恒久的な措置とはせず、総務省において、不適切と思われる運用が見られる場合や、「お試し」に伴う弊害が</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>

<p>顕在化するおそれがある場合には、速やかに状況を把握し、必要な措置を講ずるとともに、モバイルスタックテストの結果も含め、これらの懸念に係る状況等通信市場に与える影響を遅滞なく検証し、柔軟に見直しの検討を行うことが適当である。検証にあたっては、実施状況等を詳細に把握することが重要であるため、総務省において、指定事業者から適切な報告を受けることが必要である。また、関係事業者においては、実施期間設定の理由や販売代理店の評価指標等の設定の考え方を含め、検証に協力することが重要であり、特に、最初の「お試し」の実施に際しては、実施期間の必要性等を本 WG に説明するために必要な対応を行うことが適当である。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 8 「お試し」による通信料金割引の割引回数の判定については、「契約者名義」だけでなく「使用者名義」での判定も許容することを要望。</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>お試し割引について、「契約者名義」で割引回数を判定するとありますが、「契約者名義」での判定であると、実際に通信サービスを初めて使用する利用者であっても、当該割引が適用されないケースが発生します。</p> <p>契約者と使用者が異なるケースは多く存在し、一例として「親」が契約者となり「子」を使用者として契約する家族のケースでは、新たに「子（使用者）」が通信サービスを契約する際、「親（契約者）」が当該割引をすでに一回受けていれば、「子（使用者）」には当該割引を適用できなくなります。</p> <p>「親（契約者）」と「子（使用者）」では、居住地の違い等により通信サービスの使用エリアが異なる（「子（使用者）」は当該エリアで通信サービスを初めて使用する）場合もあり得ることから、本来は、「子（使用者）」もお試しの趣旨に沿うと当該割引を適用し得る利用者になると考えます。</p> <p>このため、割引回数の適用判定については、「契約者名義」だけでなく「使用者名義」での判定も許容いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 当該通信料金割引は、利用者や MVNO に対する影響、販売代理店の負担等の懸念も指摘されているため、不適切な運用を防止する観点から、契約者名義でのみ判定することとしています。</p>	<p>無</p>
<p>意見 9 ミリ波の普及促進に当たっては、インフラ整備やユースケースの創出も重要。ミリ波対応端末の割引上限額の緩和は、ミリ波対応端末を利用しないユーザーに対して不公平。ミリ波端末の低廉化だけでなく、ユースケース創出やインフラ整備促進のための補助金、端末メーカー等に対する補助金や端末メーカー等の投資促進のための税制措置等を検討・実施することが肝</p>	<p>考え方 9</p>	

要。		
<p>ミリ波の活用促進においては、当社としては、ユースケースを拡大することで利用者のニーズを高めることが特に重要であると考えます。</p> <p>そのため、今後ミリ波対応端末に対する特例等の見直しを検討する際には、ユースケースの創出状況等の観点からも議論頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ インフラ整備とミリ波対応端末の普及、ユースケースの創出は「鶏と卵」の関係であり、一体的な推進が求められることを踏まえれば、インフラ整備やユースケースの創出も重要であると考えます。</p> <p>○ ミリ波対応端末の普及は、ミリ波対応端末利用者のみならず、ミリ波対応端末を持っていない利用者にとっても通信混雑等の緩和といった恩恵が及ぶ外部効果があります。したがって、ミリ波対応端末の普及の恩恵は、ミリ波対応端末利用者以外も含めて通信利用者に広く及ぶものと考えられます。</p> <p>○ 補助金や税制措置に関する御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	無
<p>「競争ルールの検証に関する報告書 2024」に示された通り、インフラ整備、機器・端末、ユースケースがそれぞれ「鶏と卵」の関係にあるものと理解するところ、ミリ波対応端末の低廉化による普及促進だけではなく、ミリ波を活用したユースケースの創出やインフラ整備と合わせて促進することが重要であると考えます。</p> <p>この点、今般改正がおこなわれる端末の割引上限規制の見直しに留まらず、ユースケース創出やインフラ整備促進のための補助金や端末メーカー等の投資促進のための税制措置などを並行して検討・実施するなどの取り組みを通じて、国民にとって公平性が確保され、かつ通信事業者間の公正な競争を阻害しないように留意することが肝要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ミリ波の利用可能エリアやユースケースが限定的である中、モバイル事業者の端末割引上限額の緩和による措置を講じることは、ミリ波対応端末を利用しないユーザーからの料金収入を、ミリ波対応端末の購入者に供与することとなり、ユーザー間の不公平に繋がる可能性もあると考えます。 ・この点、国全体としてミリ波を普及させるエコシステムの形成に向けて、インフラ整備やユースケース創出と併せて端末の普及を後押しするためには、端末メーカーに対する補助金や税制措置による端末の低廉化等、事業者間の公正競争およびユーザー間の公平性の確保に留意した施策等についても検討いただくようお願い申し上げます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		

<p>意見 10 値引き原資の少ない MVNO はミリ波対応端末の大幅値引きを恒常的に実施することが困難であり、市場競争に大きな影響を及ぼすおそれがある。引き続き競争状況を注視するとともに、課題が生じた場合の検証や見直し、ミリ波対応端末普及率 50%という特例終了基準の妥当性の確認を含めた本特例の必要性の検証を要望。</p>	<p>考え方 10</p>	
<p>「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、「MNO は依然として過度な端末値引き等による誘引に頼った競争環境から必ずしも脱却できているとはいえない状況であり、事業法第 27 条の 3 が目指す市場環境の実現に向けて道半ばとも考えられる」との考えが示されたことを踏まえ、「通信料金と端末代金の完全分離」はモバイル市場の適正化にとって引き続き基本となる考え方であると認識しております。</p> <p>なお、ミリ波対応端末の普及促進は重要であると考え一方、端末の割引上限額を拡大することはモバイル市場の競争、とりわけ事業構造上、値引き原資の少ない MVNO にとってはミリ波対応端末においても大幅な端末値引きを恒常的に実施することは困難であり、その結果、MNO-MVNO 間の競争力の差が更に拡大するなど、市場競争に大きく影響を与える可能性があることが懸念されます。</p> <p>この点、総務省殿においては、MNO と MVNO の間の競争状況等に注視いただくとともに、課題が生じた場合は早期の検証・見直しを実施いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ ミリ波対応端末について、大幅に割引上限額を緩和することとした場合、MVNO への影響が大きくなる可能性があること等を踏まえ、割引上限の緩和額は、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分として、1.5 万円としています。</p> <p>○ ミリ波対応端末の割引実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しを検討します。</p>	<p>無</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「競争ルールの検証に関する報告書 2024」に示された通り、MNO は依然として過度な端末値引き等による誘引に頼った競争環境から必ずしも脱却できているとはいえない状況であることから、端末割引上限の拡大については、「通信料金と端末代金の完全分離」の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えます。 ・なお、ミリ波対応端末に限定した場合であっても、MNO が大幅な割引を行う場合、MVNO は事業構造上、大幅な割引を恒常的に実施することは困難であることから、MNO-MVNO 間の競争環境に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ・この点、同報告書にて「緩和額や実施期間については、政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うことが適当」と示されたところ、引き続きモバイル市場の競争環境への影響を注視いただくとともに、ミリ波対応端末の普及 		

<p>率 50%という本特例の終了基準の妥当性の確認も含め本特例の必要性について定期的に検証いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、ミリ波対応端末の割引上限の特例の終了タイミングについては「通信利用者の過半数がミリ波に対応すること、具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が50%を超えた場合」、緩和額や実施期間については、「政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うことが適当」という考えが示されたと認識しております。</p> <p>この点、MVNOも含めた競争環境への影響を定期的に検証し、ミリ波対応端末の普及率50%という基準の見直しも含めて、実施期間の妥当性などについて検討した上で、最小限の範囲・期間となるように適宜見直すことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
<p>意見 11 ミリ波対応端末の割引上限緩和が転売ヤー問題等を助長する要因となっていないか継続的な検証が必要。電気通信事業報告規則等に基づく報告項目について見直しの検討をしてほしい。</p>	<p>考え方 11</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ミリ波対応端末の割引上限緩和が、事業者の過度な端末値引きによる誘因力に頼った競争環境や、転売ヤー問題を助長する要因となっていないか継続的に検証していく必要があるものと考えます。 ・なお、その検証にあたっては電気通信事業報告規則等に基づき事業者へ報告を求める項目が増加することも想定されますが、報告項目は年々増加傾向にあり、当社を含めた各事業者は報告に係る業務に多くの稼働を要している状況です。 ・したがって、事業者に対し新たな報告を求めることになる場合は、電気通信事業法改正から約5年が経過していることも踏まえ、総務省において報告項目全体を改めて整理・棚卸し、重要性が低下している項目については削減する等の検討をしていただきたいと思います。 <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミリ波対応端末の割引実施状況等を把握することで、ミリ波対応端末の普及率や通信市場の競争に与える影響を注視し、必要に応じて、緩和額や実施期間の見直しを検討します。 ○ 報告事項については、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、随時見直しを検討します。 	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>意見 12 ミリ波対応端末の割引上限特例の終了時期は、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が 50%を超えた場合であると理解。</p>	<p>考え方 12</p>	
<p>・ミリ波対応端末の割引上限額の引き上げ期間については「当分の間」とされていますが、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」では、「具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が 50%を超えた場合には特例を終了することが適当」とされていることから、本考え方にに基づきミリ波対応端末の割引上限額緩和策の終了時期が判断されるという認識です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、「ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が 50%を超えた場合には特例を終了することが適当」とした上で、「ただし、これらの緩和額や実施期間については、政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うことが適当」としているため、本ガイドライン案では「当分の間」という表現を用いています。</p>	<p>無</p>
<p>意見 13 将来のミリ波対応端末の割引上限特例の終了に当たっては、事業者の意見も踏まえて調整すべき。</p>	<p>考え方 13</p>	
<p>ミリ波対応端末割引上限の特例については、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」での以下の記載のとおり、時限的なルールとすることが適当とされており、その内容を受けて本改正案でも「当分の間」とされた理解です。</p> <p>このような特例の終了時期については、事業者の施策検討・準備や利用者の購買行動等にも影響があることから、その予見性を高めておく必要があります。</p> <p>については、特例終了方法（普及率超過の確認、超過確認後の終了時期の決定等の具体的な手続き）については事業者の意見も踏まえて調整いただくとともに、終了にあたっては事業者の準備期間にも十分にご配慮いただくことを要望します。</p> <p><「競争ルールの検証に関する報告書 2024」 P130 抜粋></p> <p>【ミリ波対応端末の割引上限の特例の終了タイミング】</p> <p>「ミリ波対応端末の普及促進を目的とするものであるため、ミリ波対応端末が普及した場合には、この特例を終了することが適当ではないか。また、特例終了の予見可能性を高めるために、特例終了のタイミングを事前に決めておくことが適当である。</p> <p>この点、ミリ波対応端末を技術感度性が高い一部の限られた人だけに普及させるのではなく、国民に幅広くミリ波が普及するよう、市場全体に普及することを目指すこととし、通信利用者の過半数がミリ波に対応すること、具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が 50%を超えた場合には特例を終了することが適当である。」</p>	<p>○ ミリ波対応端末の割引上限緩和は特例であり、時限的なルールであるため、本ガイドライン案において「当分の間」という表現を用いています。</p> <p>○ 当該割引特例の終了の検討に当たっては、必要に応じて関係事業者等と調整します。</p>	<p>無</p>

【ソフトバンク株式会社】		
意見 14 ガイドラインの「義務付け」は「義務づけ」という表現の方が良い。	考え方 14	
29ページの脚注22の10行「義務付け」は「義務づけ」のほうがよい。45ページの例と同様に。	○ 原案のとおりとします。	無
【個人6】		
意見 15 ガイドラインの「実施にあたり」は「実施に当たり」という表現の方が良い。	考え方 15	
29ページの脚注23の1行「実施にあたり」は、「実施に当たり」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。	○ 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。	有
【個人5】	【原案】 ²³ 脚注 22 に記載する条件を満たす通信料金の割引の実施にあたり、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン等、所要の法令を遵守することが求められる。(略)	
	【修正】 ²³ 脚注 22 に記載する条件を満たす通信料金の割引の実施に当たり、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン等、所要の法令を遵守することが求められる。(略)	
(3) 端末代金の値引き等の利益の提供		
③ 利益の提供の形態等		
意見 16 指定事業者が提出した残価率の算出方法や買取等予想価格が潜脱的なものである場合、総務省が当該事業者に対して追加的対応を要請すべき。	考え方 16	
当該項目における改正は、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」(令和6年9月12日公表)において、「算出方法が事業者間で異なるため、予想価格に差異が生じ、その結果、競争環境に影響を与えている状況は、改正法が目指した料金・サービス本位の競争とは到底いえない」(P160)とされたことを受けての措置と認識しております。	○ 事業者間で買取等予想価格に大きな差異がある等の場合は、必要に応じて、本ガイドライン案に基づき追加的な資料の提出を求めます。	無
これに基づき、買取等予想価格及びその裏付け資料の総務省への提出について「買取等予想価格及び残価率の算出方法については、未確定利益提供行為を開始しようとする日の3週間前までに、総務省に資料を提出する」(P43 脚注 45 並びに P82 及び P85)とされているところ、貴省において、事前に提出された残価率	○ 買取等予想価格の算定に当たって、潜脱的な行為が行われていないか、引き続き注視します。	

<p>の算出方法が上述の本改正の趣旨に沿っているものであるか確認がなされると認識しております。</p> <p>その上で算出方法あるいは当該算出方法に基づき算出される買取等予想価格が潜脱的なものであった場合には、必要に応じて追加資料の提出や買取等予想価格の見直しの検討の要請が行われることを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見 17 中古端末事業者の買取価格を参考として、統一的な買取予想価格の算出方法が定められたことに賛同。潜脱的なグループ化や販売当初価格の設定がなされることがないように引き続き注視し、必要に応じて見直してほしい。</p>	<p>考え方 17</p>	
<p>2023 年 12 月の規律見直しの直後から、一部 MNO により新たな端末購入プログラムと組み合わせた条件等で端末の安値販売が開始される等、現状においても端末代金の値引き等の誘引に頼った競争が根絶されていない状況と認識しております。</p> <p>特に一部の MNO では、買取予想価格が他キャリアより高いものとなり、予想価格が高いがゆえに一月 1 円支払い・合計 24 円支払い等の端末購入プログラムが提供されるなど、過度な端末値引きが生じていた可能性もあって考えております。</p> <p>この点、本改正案にて、中古端末事業者の買取価格を参考として、統一的に定められた買取等予想価格の算出方法が示されたことは、端末買取価格の恣意性の排除に寄与し、端末値引きの適正化に資すると考えるため本改正案の考え方に賛同いたします。</p> <p>また、端末のグループ化は、原則、各社の判断によるものとするのが適当とされ、また端末の販売当初の価格も各社が設定するものであるところ、過度な端末値引きを可能とする潜脱的なグループ化や販売当初の価格設定がなされることのないよう、総務省殿においては、引き続き注視をいただくとともに、必要に応じて、見直しの検討を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 買取等予想価格の算定に当たって、潜脱的な行為が行われていないか、引き続き注視します。</p>	<p>無</p>
<p>・「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、端末購入プログラムの買取等予想価格の算出方法について、事業者の裁量が大きいことから競争環境に影響を与えている状況や、端末購入プログラム加入者の割合が引き続き上昇す</p>		

<p>ることが想定される旨が示されたことを踏まえると、過度な端末値引き等による誘引に頼った競争環境がさらに拡大するおそれがあると認識しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この点、本ガイドライン改正案において、買取等予想価格に係る統一的な算出ルールについて明記されたことは、端末値引きの適正化に寄与すると考えることから、賛同いたします。 ・なお、総務省殿においては、潜脱行為等について引き続き注視いただくとともに、必要に応じて再度見直しの検討を行っていただくようお願い申し上げます。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見 18 RMJ が公表する買取平均額の計算に用いる端末のランクの見直しの検討を要望。また、RMJ のデータについて精緻に検証し、その結果を事業者に公表すべき。さらに、RMJ が公表する買取データを事業者が事前に確認できる運用とし、エクセル形式でデータが公表されることを要望。</p>	<p>考え方 18</p>	

<p>・「競争ルールの検証に関する報告書 2024（案）」の意見募集において、弊社から下記意見をさせていただいたとおり、RMJ 殿が公表される買取平均額の計算に用いる端末として、C ランクの端末は含めず、S ランクの端末は含めることが適当であると考えますので、改めてご検討いただくよう要望いたします。</p> <p>===競争ルールの検証に関する報告書 2024（案）弊社意見===</p> <p>●RMJ 殿から提供される買取平均額に用いられる対象端末ランクの見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本報告書（案）では「買取平均額に用いる端末の状態」として、「未使用品と破損品を除く全てのものが算出することが適当」とされており、RMJ 殿が定義する A ランク（美品）、B ランク（中程度品）、C ランク（使用済み品※）の買取平均額が対象となると理解しております。 <p>※RMJ 殿の「リユースモバイルガイドライン」の C ランク基準</p> <hr/> <p>目立つ傷や擦り傷等があり、明らかな使用感がある状態 （液晶に目立つ傷、複数の傷がある。全体的に傷・汚れ・塗装剥がれが目立つ）</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・弊社端末購入プログラム「スマホトクするプログラム」では、例えば、「背面、側面に擦りキズ」「指の腹をあて、引っ掛かりがあるキズ」がある端末（C ランク相当）は、買取に際し、追加料金が必要となる場合があります。 ・そのため、買取平均額に C ランクを含めた場合、追加料金が必要な端末に対し、価値の目減りを二重にカウントすることになり、利用者にとって不利益（不当に低い価値での買取）となります。 ・従って、C ランクの端末を含めて買取平均額を算出することは適当ではないと考えます。 ・また、端末購入プログラムだけでなく、RMJ（会員企業）殿においても、S ランク（未使用品）も含めた買取を行っておりますが、RMJ（会員企業）殿は S ランクに対し、発売開始からの時間経過分の価値を考慮した買取価格を設定しているため、市場における適切な買取平均額を算出するためには、S ランクも含めた計算が適当であり、S ランクを除く理由はありません。 ・上記のとおり、価値の目減りの二重カウントや、市場において現に S ランクの端末買取が行われていることを踏まえ、買取平均額に用いる対象端末のランクの見直しが必要と考えます。 	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>
---	--	----------

=====

・RMJ 殿が公表する買取平均額データの適正性に関する検証につきましても、報告書（案）の意見書にて意見いたしました。買取平均額は事業者が提供する端末購入プログラムにおける端末価格の設定に大きく影響します。買取平均額は新品端末市場へ大きな影響を与えかねない非常に重要なデータであり、このデータに誤りや恣意的な数値が含まれることがあってはならないと考えます。したがって、総務省殿におかれましては、RMJ 殿データの適正性について、精緻な検証を行っていただくとともに、事業者側でも RMJ 殿データの妥当性の確認が可能となるよう検証結果について事業者にも公表いただくことを要望いたします。

具体的な検証方法として、例えば、以下のような検証が考えられます。

＜検証の例＞

- ✓ 買取平均額の算出に用いる個々の端末の買取平均額と販売平均額を比較し、買取平均額（買取価格）が安くなりすぎていないか確認
 - ✓ 買取平均額の算出に用いた A～C ランクのそれぞれの端末数に極端な偏りが発生していないか（C ランクの端末ばかりで買取平均額が算出されていないか）確認
- ・加えて、RMJ 殿の買取平均額データをもとに買取等予想価格の算出するにあたっては、RMJ 殿のデータの正確性が十分に担保される必要があります。例えば、単純な誤記等を防止する観点からも、事前に事業者側でも RMJ 殿の公表予定データを確認させていただきたく、そのための事前の照会と確認期間を十分に確保いただくことを要望いたします。誤りと思われるデータが存在する場合は RMJ 殿において見直しを行い、正確なデータを用いた買取等予想価格の算出が可能となる運用とすることが必要であると考えます。
- ・なお、事業者側の作業効率化・簡素化の観点から、RMJ 殿が公表する買取平均額のデータについては、エクセルにてご提供いただけるよう要望いたします。

【KDDI 株式会社】

<p>意見 19 RMJ のデータが中古端末市場の一般的な端末価値と言えるか否かを、第三者が検証・公表するべき。</p>	<p>考え方 19</p>	
<p>一般社団法人リユースモバイル・ジャパン（以下、「RMJ」 殿）が公表した買取平均額を用いることについては、以下の点から懸念があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ RMJ 殿が公表する買取平均額が一般的な買取価格と言えるだけのシェアを占めるのか不透明であること ・ 中古端末事業者と通信事業者は、中古端末の買取における競合相手でもあるため、RMJ 殿が公表する買取平均額のデータに恣意性が含まれる懸念が払拭できないこと ・ 中古端末事業者の買取価格とフリマ市場における取引価格には差があり、中古端末事業者の買取価格が実際の端末価値より安価になっており、利用者利益を損ねる懸念があること <p>当該データの正確性・客観性が担保されていない状況の中で、そのようなデータが事業者の販売価格に影響を与えることは極めて問題であり、当該データを各社統一の価格として用いることをルール上定める以上、当該データの正確性担保は当然のこと、RMJ 殿が公表した買取平均額が中古端末市場における一般的な端末価値と言えるか否かを、客観的なデータに基づき事前に RMJ 殿以外の第三者が検証・公表する体制やプロセスを速やかに整備すべきです。</p> <p>少なくとも、正確性・客観性担保のための体制やプロセス整備がなされるまでは、当該データを用いることは適当ではなく、従来ルール（合理性のある範囲で各社ごとに算出）を維持すべきです。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>
<p>意見 20 端末購入プログラムの買取価格としてフリマ市場の取引価格を用いることには妥当性があり、今後、当該価格を用いることについての検討を要望。</p>	<p>考え方 20</p>	
<p>端末購入プログラムの買取価格としてフリマ市場の取引価格を用いることについて、以下理由から妥当性があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中古端末市場に占めるフリマのシェアは、約 30%程度（今後の取引量の増加 	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>

も見込まれている) あり一般的な買取価格の一部として無視できないと考えられること

- ・ 前述のとおり、RMJ 殿が公表した買取平均額を唯一のものとして無条件で使用することは利用者利益を損なう等様々な懸念があること

なお、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」及び「「競争ルールの検証に関する報告書 2024 (案)」に対する意見及びそれに対する考え方」では、以下のとおり、端末購入プログラムの取引形態が「企業と個人間の取引」であることに鑑みれば、中古端末事業者の買取価格を参考とすることが適当とされていますが、フリマ事業者の手数料を除いた価格を用いる場合には、以下のとおり「企業と個人間の取引」の組み合わせと考えられるため、総務省殿の考え方に反しているものではないと考えます。

例) 個人 AB 間 (売主: 個人 A、買主: 個人 B) の取引価格が 30,000 円、フリマ事業者手数料が 10% の場合

個人 A → (27,000 円で買取) → フリマ事業者 : 企業と個人間の取引①

個人 B ← (30,000 円で売却) ← フリマ事業者 : 企業と個人間の取引②

- ▶ 「27,000 円」は「企業と個人間の取引」の買取額とみなせる

< 「競争ルールの検証に関する報告書 2024」 P160 及び 「「競争ルールの検証に関する報告書 2024 (案)」に対する意見及びそれに対する考え方」 P31 抜粋 >
端末購入プログラムの取引形態が、個人間取引ではなく、企業と個人間の取引であることに鑑みれば、個人間取引の買取価格ではなく、中古端末事業者の買取価格を参考とすることが適当

以上を踏まえ、今後フリマ市場の取引価格も含めた買取平均額を用いることについても引き続き検討いただくことを要望します。

【ソフトバンク株式会社】

<p>意見 21 令和6年12月25日以前に発売が開始された端末の残価率算出の際の販売当初の販売価格に、メーカー直販価格を用いることに賛同。</p>	<p>考え方 21</p>	
<p>・本ガイドライン施行前に発売した端末の「各電気通信事業者における販売当初の販売価格」は、本ガイドライン改正による買取等予想価格への影響を予測できずに設定したものであり、事業者間の公平性の観点から、「メーカーの販売当初の直販価格」を用いた残価率とすることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>2024年12月25日以前に発売開始された端末の残価率を算出する際は「メーカーの販売当初の直販価格」を用いることについて、賛同します。</p> <p>買取予想価格の算出方法を統一的に定める目的は、各社の設定する買取予想価格の差異の解消であることから、残価率の算出に用いる分子・分母いずれも各社統一の価格を用いる方がその目的に則している上、2024年12月25日以前に発売開始された端末の「各電気通信事業者における販売当初の販売価格」は、今回見直しされる新ルールを考慮していない価格設定となっているため、少なくとも当該端末の残価率を算出する際は、各社統一の価格を用いることで公平性が担保されるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 22 販売当初の販売価格にメーカー直販価格を用いることに賛同。他方、当該価格が存在しない場合に事業者販売価格を用いる場合、残価率の水準が異なるため、メーカー直販価格が存在しない場合にも販売当初の販売価格がメーカー価格相当の価格となるよう配慮してほしい。</p>	<p>考え方 22</p>	
<p>【総務省案】</p> <p>91 令和6年12月25日以前に発売開始された端末の残価率を算出する際は、「各電気通信事業者における販売当初の販売価格」の代わりにメーカーの販売当初の直販価格を用いる（ただし、メーカーの販売当初の直販価格が存在しない場合は、各電気通信事業者の販売当初の販売価格を用いる）。</p> <p>92 端末の販売開始前に買取等予想価格を算出する場合など、残価率を設定できない場合には、最新の先行同型機種の前残価率を参照する。したがって、令和6年12月26日以降に発売開始される端末の買取等予想価格を算出する際の残価率は、参照する最新の先行同型機種の発売開始日が令和6年12月25日以前であ</p>	<p>○ メーカー直販価格を用いる方向性について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ メーカー直販価格が存在しない場合の御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>

<p>る場合は、メーカーの販売当初の直販価格（ただし、メーカーの販売当初の直販価格が存在しない場合は、各電気通信事業者の販売当初の販売価格とする。）を用いた残価率となる。</p> <p>【意見】 御省ご提案のメーカー直販価格の採用について、公平性の観点から賛同いたします。一方、残価率を計算する際に、ガイドライン改正前に発売された機種でメーカー直販価格が存在しない場合には事業者販売価格を用いることになっておりますが、一般的に事業者販売価格＞メーカー直販価格と設定されているため、メーカー直販の有無によって残価率の水準が異なることとなり、結果として消費者間に不均衡・不公平が生じると考えられます。</p> <p>そのため、ガイドライン改正前の発売機種においてメーカー直販価格が存在しない場合には、一定の算出式に基づきメーカー直販価格相当の価格になるようご配慮を賜りたく、ご検討を宜しくお願い申し上げます。</p> <p><一定の算出式> メーカーの直販価格がない機種については、 「最近発売されたモデルのメーカー直販価格と事業者販売価格の比率」をもって、メーカー直販価格相当とし、分母となる価格を計算する。 【サムスン電子ジャパン株式会社】</p>		
<p>意見 23 残価率算出に当たって、ガイドラインにおいて残価率の算出手順を明確に示す等、事業者によって残価率の算出方法が異なることがないようにする必要はある。また、どのような機種を先行同型機種として参照するかの方考え方をガイドラインに明記を要望。</p>	<p>意見 23</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・残価率の計算方法について、RMJ 殿の買取平均額が販売 1～48 カ月目までそろっている場合は「販売 1 か月目から 48 か月目までの残価率をそれぞれ算出し、当該残価率を基に、線形近似により各月の残価率を算出する」こととなりますが、最新機種などで買取平均額が存在しない場合は、先行同型機種の残価率を用いることになると考えます。 ・この場合、1～48 カ月目までの残価率がそろうまで、先行同型機種の残価率を 	<p>○ 先行同型機種及び買取等予想価格の算出方法の明確化に関する御意見を踏まえ、脚注 92 を以下のとおり修正します。</p> <p>【原案】 92 端末の販売開始前に買取等予想価格を算出する場合など、<u>残価率</u>を設定できない場合には、<u>最新の先行同型機種の残価率を参照する</u>。し</p>	<p>有</p>

遡って参照することになる認識ですが、ガイドライン上明確な手順が示されていないため、事業者によっては、一世代前の先行同型機種⁹²の残価率のみを参照して（例えば、販売1カ月目～12カ月目までの残価率のみで）線形近似を行い、残価率を算出する可能性があります。また、グループ化を行う際も同様に、各機種の線形近似後の残価率を加重平均するのか、加重平均後の残価率を線形近似するのかなど、細かなところですが同じ手順で計算しない場合、事業者によって残価率が大きく変わってくるようになります。

- ・事業者ごとの裁量によって異なる算出方法が生じた場合、今回の改正で目指した買取等予想価格の算出方法を統一化した意義が無くなってしまったため、ガイドラインにおいて、明確な算出手順を示すなど、事業者ごとに算出方法が異なることがないようにする必要があります。

【KDDI 株式会社】

- ・残価率を設定できない場合の先行同型機種については、明確な定義がなく判断が困難な場合があり、事業者毎に異なる算定方法となるおそれがあるため、例えば、下記のような場合の扱いについて、ガイドラインへ明記いただくよう要望いたします。

- ✓ ROM容量等のスペックが異なる場合の先行同型機種の扱い
例えば、iPhone12のROM容量は、64GB/128GB/256GBですが、iPhone13は128GB/256GB/512GBとなります。この場合、iPhone13 128GBの先行同型機種はiPhone12 128GBとなるのか、iPhone12 64GBとなるのか不明確です。
また、同容量の機種が先行同型機種となる（iPhone13 128GBの先行同型機種はiPhone12 128GBとなる）場合、iPhone13 512GBについては、先行同型機種が「なし」になるのか不明確です。
- ✓ 自社での取り扱い有無による先行同型機種の扱い
例えば、国内で世代の異なる同型機種がX⇒Y⇒Zの順で販売されており、A社では機種Xと機種Zのみを取り扱っていたとした場合、A社における機種Zの先行同型機種は、自社での取り扱いに関わらず、機種Yとなるのか、それとも自社で取り扱いのあった機種Xとなるのか不明確です。
- ✓ 通信方式が異なる場合の先行同型機種の扱い

たがって、令和6年12月26日以降に発売開始される端末の買取等予想価格を算出する際の残価率は、参照する最新の先行同型機種の発売開始日が令和6年12月25日以前である場合は、メーカーの販売当初の直販価格（ただし、メーカーの販売当初の直販価格が存在しない場合は、各電気通信事業者の販売当初の販売価格とする。）を用いた残価率となる。

【修正】

- ⁹² 端末の販売開始前に買取等予想価格を算出する場合など、当該端末の買取実績がなく残価率を設定できない場合には、各電気通信事業者において取り扱い、又は取り扱ったことのある先行同型機種のうち、原則として記憶容量が同一であるものの残価率を、最新の機種から順に参照する。したがって、令和6年12月26日以降に発売開始される端末の買取等予想価格を算出する際の残価率は、参照する先行同型機種の発売開始日が令和6年12月25日以前である場合は、メーカーの販売当初の直販価格（ただし、メーカーの販売当初の直販価格が存在しない場合は、各電気通信事業者の販売当初の販売価格とする。）を用いた残価率となる。

- また、買取等予想価格の算出方法の明確化に関する御意見を踏まえ、以下のとおり本文を修正します。

【原案】

残価率を端末ごとに設定するか、共通項が多い端末でグループ化した上で当該グループの共通の残価率を設定するかは、各電気通信事業者において判断する。ただし、ある端末のグループ選定に当たって、当該端末と共通項の多い端末グループがあるにも関わらず、当該グループより共通項が少ない他の端末グループに含めることは適当ではない。

【修正】

残価率を端末ごとに設定するか、共通項が多い端末でグループ化した

<p>例えば、5Gに対応した機種Xについて、その直前の同型機種Yが5Gに対応していない場合、機種Xの先行同型機種は「なし」になるのか、機種Yになるのか不明確です。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>上で当該グループの共通の残価率を設定するかは、各電気通信事業者において判断する。グループ共通の残価率を設定する際は、機種ごとに設定した線形近似前の残価率を用いて各端末の買取台数で加重平均した残価率を算出し、これを線形近似した上で設定する⁹⁵。なお、買取等予想価格の算出対象となる端末のグループ選定に当たって、共通項の多い端末グループがあるにも関わらず、当該グループより共通項が少ない他の端末グループに含めることは適当ではない。</p> <p>⁹⁵ 残価率を端末ごとに設定する場合とは異なり、グループ共通の残価率を設定する場合は先行同型機種を参照せず、算出可能な月までの残価率を設定の上、線形近似により48か月目までの各月の残価率を設定する。</p> <p>○ 通信方式が異なる場合の先行同型機種の扱いについては、各事業者において判断すべきものであると考えます。</p>	
<p>意見 24 新発売の機種で、先行同型機種も含めて買取平均額が存在しない場合の残価率の算出方法についてガイドラインへの明記を要望。</p>	<p>考え方 24</p>	
<p>・新たに取り扱いを行う機種で、その機種の買取平均額のデータがなく、また先行同型機種も存在しない機種の場合、算出可能な残価率が1カ月もない、ということが想定されますが、このような場合の当該機種の残価率の設定方法について、ガイドラインへ明記いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 御意見のような事象が生じた場合は、グループ化により対処することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 25 残価設定方式の販売手法や買取価格の設定に関する規制はすべきでない。当該規制の根拠法令を理由とともに明示する必要がある。</p>	<p>考え方 25</p>	
<p>3. 利益の提供の形態等【施行規則第22条の2の16第1項第1号】(P.40)について、当該残価設定方式の販売方式についてある程度の規制をすべきであるという立場は同意するものの、2019年以降、現行に置いて端末と通信契約は分離されており、実際に通信契約を併せずとも残価設定方式での購入は可能である。</p> <p>分離されている以上、残価設定方式の販売手法を規制することは、一事業者の「商品」の販売手法に介入していることと同義であり、これを電気通信事業法</p>	<p>○ 電気通信事業法第27条の3は、通信料金収入を原資とする端末割引等の誘引に頼った競争慣行を是正するため、通信サービスの利用者に対して行われる過度な端末割引等の利益提供を規制し、料金・サービス本位の競争を促すものです。</p> <p>○ なお、本改正案は、同一機種の買取等予想価格の算出方法が事業者間で異なることで、利用者の端末代金の負担額を過度に抑制するなど、料金・サービス本位の競争が損なわれていたことから、規制の趣</p>	<p>無</p>

<p>の管掌範囲で是とするのは無理があるとする。端末の技適認定を根拠に規制をするのだろうか？いずれにせよ当該規制の根拠法令を、理由とともに明示する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>旨を踏まえ、買取等予想価格の算出方法を一定程度統一化しようとするものです。</p>	
<p>目的が不明確で、理由もなく民業の選択肢を縛っているだけのように見えるため、中止すべきだと思います。</p> <p>回線との抱き合わせでの大幅値引きの規制は、回線と端末の分離の観点から理解出来る物でした。買い切り端末の大幅値引きの規制は、不当な転売を防ぐという意味で理解はできます。</p> <p>しかし、本件の対象は回線契約と関係なく端末単独で利用可能で、かつ事業者自身が買い取る形で端末返却が必要な物です。この値引きを規制することには、値引きを規制する以外の目的が見えません。それではただの価格統制であり、行政がやるべき範囲を超えているように思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 11】</p>		
<p>利用者から端末の買取等を行う際に、電気通信事業者の買取価格の設定に制限が設けられる場合、市場買取価格が安い iPhone 以外のスマートフォンの売り上げが減少する可能性がある。それにより android のスマートフォンを製造している国内メーカーにも影響が出ると思われるため、電気通信事業者の買取価格の設定に制限を設けることは、望ましくないとする。</p> <p style="text-align: right;">【個人 20】</p>		
<p>意見 26 買い取り価格保証型残価設定無金利ローンについては、残価を全額利益の提供額に含めるべき。</p>	<p>考え方 26</p>	
<p>買い取り価格保証型残価設定無金利ローンについては、残価を全額利益の提供額に含めるべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人 16】</p>	<p>○ 御指摘の端末購入プログラムは、電気通信事業者が、販売する端末に中古端末としての将来的な残存価値を見だし、一定期間後に当該端末を買い取り、その対価を支払うことを前提としています。したがって、端末購入プログラムの残債免除額には、端末の残存価値に対する対価としての「買取等予想価格」が含まれているため、残債免除額全額を利益の提供額とすることは適切ではないと考えます、</p>	<p>無</p>
<p>意見 27 端末の単体販売を義務化し、回線契約関係なく端末購入プログラムを利用できるようにすべき。</p>	<p>考え方 27</p>	
<p>端末購入プログラムは以前には回線の契約に関係なく利用できた。ソフトバンク</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とし</p>	<p>無</p>

<p>は端末の単品販売をほぼしていないので端末購入プログラムが利用できなくなった。 通信と端末の分離を目指しているのだから端末の単品販売を義務化し、以前のように回線の契約に関係なく端末購入プログラムを利用できるようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人 22】</p>	<p>ます。</p>	
---	------------	--

<p>意見 28 本ガイドライン別紙 2 の仕組みは複雑であり、再考の必要がある。自社販売端末と他社販売端末について買取価格や条件面での差別を禁止すべき。買取価格帯での二次流通経路が存在することを示す義務を各キャリアに課すべき。</p>	<p>考え方 28</p>	
<p>本ガイドラインの改定に概ね賛成する。 ただし、別紙 2 で規定されている残価率の設定方法については仕組みが複雑になりすぎているので再考を願いたい。</p> <p>近年、各キャリアが実施している販売手法はいわゆる「残価設定ローン」であると認識している。 残価設定ローンは一定の契約期間後の価値残価を元に、契約期間内の価値低減分を割賦支払いする。 現在、スマートフォンは SIM フリー・IMEI フリー化され、特に Apple 社が販売する iPhone については Apple 直販とキャリア販売でハードウェアの差異はない。よって、自社販売分（残価設定ローン）・他社販売分について買い取り価格・条件の差別を禁止すべき(*)である。 また買い取り価格を意図的に操作したダンピングでないことを明らかにするため、買い取り価格帯での二次流通経路が存在することを示す義務を各キャリアに課すべきと考える。</p> <p>(*)たとえば端末新品価格 124,800 円、法令上認められている値引き 22,000 円を加味し、24 ヶ月後の残価を 101,976 円と設定して残価設定ローンの割賦支払いを月あたり 1 円と設定しているのであれば、他社販売分の端末も同条件 101,976 円で買い取ることを基本とすべき、という意味である。</p> <p style="text-align: right;">【個人 21】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>
<p>意見 29 RMJ の買取平均額を予想価格の算出に用いることは好ましくない。通信と端末の分離を徹底すべき。プレインストールを前提としたアプリが削除できないケースを規制すべき。MVNO が提供する通信サービスについて、最低限の通信速度を担保する規制が必要。不払者情報の交換は携帯電話への加入を阻害している。中古買取は携帯電話事業者の補償サービスと同等の対応をすべき。</p>	<p>考え方 29</p>	

<p>1. 合理的な買取等予想価格を算出と言うが、リユースモバイル・ジャパンの公表買取金額の平均金額が妥当とは思えない。 全国規模のチェーン店が多数加盟してその数値なら信用に足るが、残念ながら、このような金額が存在していない。 この規制を設けたことにより、中古市場に流通しにくくなるのではないか？ また、携帯電話事業者の分割払いの購入において、所有権が留保されず、購入時点で所有権が移転する点を考えると、既存で買い取りしている端末も分割支払い中で売られているケースが存在している点。 クレジットカードで購入し、分割払いが終了していないのに買い取りをしているケースが多数あり、このような買い取りをしている古物商の団体の数字を使用することは好ましくない。</p> <p>2. そもそも、通信と端末の分離といいながら、いままでも携帯電話事業者と一緒に販売させていることを規制せず放置されていることが問題なのではないか？本来、端末メーカーは自らの消費者のアプローチをすべきだが、携帯電話事業者の広告を見ると、携帯電話事業者が特定の端末を扱うことの広告をしているように見受けられる。このようなことは、MVNOにはできないわけであるから、通信と端末は別であるべき。</p> <p>3. 携帯電話事業者が販売すると、特に android のように、最初から携帯電話事業者が入れることを前提にしているアプリが消せないケースを規制すべきではないか？ もちろん、使用するバンドの部分の話もあるが、このことにより携帯電話事業者のアプリやロゴを入れることのほうが、よっぽど、他の携帯電話事業者に移動できないようにしている要因なのではないか？</p> <p>4. MVNOにおいては、通信帯域が狭いがゆえに、平日昼間などの時間に速度が低下し使い物にならないものがあり、ベストエフォートとはいえ、最低限の利用環境が担保されるような規制がないと、利用者がMVNOに移動しないのではないか？</p>	<p>○ RMJ が公表する買取平均額及び通信と端末の分離に関する御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p> <p>○ その他御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>
--	---	----------

<p>5. 不払者情報の交換を一般社団法人テレコムサービス協会と一般社団法人電気通信事業者協会が実施しているが社会インフラにもなった携帯電話への加入を阻害しているのではないかと、もちろん、犯罪事案や身分証明書の偽造事案は別だが、5年間と言いつつ、データを保持していたり、破産免責になった者のデータが残っていたりするケースを考えると適切とは言えない。貸金業のような事例ではないことを考えると適切ではない。</p> <p>6. リユースが進まない背景に海外のようにリファービッシュ品でない端末が中古買取店が買い取ったものをデータ消去のみをして再販されている。携帯電話事業者の補償サービスのように一旦、端末メーカーや修理専門業者に渡し、その端末を一定基準で検査し、修理やバッテリー交換、外装交換をして流通させるのが本来ではないか？今の中古買取は、安易になっている。</p> <p style="text-align: right;">【個人 10】</p>		
<p>別紙 2 の残価率の算出に使う発売から n か月目の買取平均額についてなんすけど、リユースモバイルが出してる買取平均額を使うらしいっすけど、ぶっちゃけ中古端末のリユースビジネスってクソ安い金額で端末買い取ってクソ高い金額で端末売るのがビジネスモデルじゃないっすか？じゃあそのクソ安い金額を使うのは国民の利益を毀損してるってことになるんじゃないっすか？どうなんすか？国民の利益より中古事業者の利益優先するとかまじやべー。そゆことで端末の真の価値を算出に使ってほしいっす。オレ的には買取平均額と売却平均額の間くらいがいいっすね。</p> <p>これから再検討してほしいっす、よろ。</p> <p style="text-align: right;">【個人 26】</p>		
<p>意見 30 改正案は過度な制限となっているため撤回し、SIM フリー市場への支援をすべき。予想価格の新ルールは Android の競争力を落とす措置となることが予想される。予想価格について、前世代の中古価格を使うことは非合理的。消費者が取れる選択肢は必要十分であり、「囲い込み」規制の目的は達せられている。「通信と端末の分離」については、通信を介さない市場への支援をすることによって達成されるべき。</p>	<p>考え方 30</p>	
<p>此度の「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の改正案について、本来想定されている「行きすぎた囲い込み」、「通信と端末の分離」を促</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>

すものではあるものの、過剰な制限であると考える。
理由として、現在の通信端末の高額化による影響と、一部端末への明らかな優遇措置になりうる事が挙げられる。

通信端末は、年々高額化しており、10万円から30万円の端末も相当数存在する。これは日本において圧倒的な使用率を誇る iPhone や、もはや唯一の日本資本となってしまった sony の xperia などを見ても容易に感じ取れることだろう。

このような状況下において端末を安く使うことのできる残価設定型の実質的なレンタル的購入は、高額化した端末を消費者に届ける上で非常に重要な役割を果たしていると言える。

また、中古の予想買取価格についての新基準は、現在の日本においてはあまりに Apple 社を優遇する措置となっている。現在の iPhone は他社のスマートフォンに比べ非常に安定した買取価格を維持しており、ただでさえ中古に値段のつきにくい状態となっている android 搭載端末をさらに競争力を落とす措置となることが容易に予想できる。

また、新製品の買取価格予想についても、前世代の中古平均価格を使うと言うのはあまりに非合理的なものとなっており、製品の価値というのは実際の製品の性能などに依存するものであり、最新の先行同型機種価値には一切関与し得ない。

これらに加え、従来問題とされていた「囲い込み」については、格安な MVNO が増えたことにより、消費者側は取れる選択肢は必要十分なものとなっており、消費者のリテラシーに依存するものでしなくなっている。囲い込みをされている消費者はもはや能動的に通信キャリアを選んでいない、もしくは進んで囲い込みを受けているユーザーのみとなっており、目的は十分達しているものと考えられる。

また、「通信と端末の分離」については依然としてキャリアが採用した端末の普及

<p>率が高い状態であることは間違いないだろうが、制限するのではなく、通信を介さない市場への支援をすることによって達成されるべきものであり、以前より行われてきた制限では、消費者の負担を増やすことにしかならないだろう。</p> <p>そもそも日本では技術適合認証のない製品の販売が実質的にできなくなっており、諸外国に比べ通信端末市場のガラパゴス化が発生していると考えられる。日本の消費者が通信端末を購入する際の選択肢がただでさえ制限されている状態と言えるのだ。</p> <p>このような状況下でさらに通信端末の購入意欲を削ぐような改正をすべきではない。</p> <p>私は本改正案を撤回し、むしろ通信の絡まないいわゆる SIM フリー市場への支援をすべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>		
<p>意見 31 中古市場の買取額を参考にすることに賛同。先行同型機種を参照するルールが適切に機能しない場合、見直しを検討すべき。</p>	<p>考え方 31</p>	
<p>42 ページから 43 ページ</p> <p>3 利益の提供の形態等【施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号】</p> <p>イ 将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合の扱い</p> <p>キャリアが算出した買い取り予想価格は、中古相場よりも高額でズレていると感じる物が多かった。</p> <p>今回は中古市場の買取額を参考にする形で採用されたのは良かった。</p> <p>2022 年 11 月の端末割引の議論がされていた時は中古販売価格を参考にする意見があった。やはり中古販売価格・買取価格という市場を参考にするのが普通だと思う。</p> <p>ただ、端末の販売開始前に買取等予想価格を算出する場合など、残価率を設定できない場合には、最新の先行同型機種の残価率を参照するという部分が上手く機能しない場合、適正な時期に見直しする事を考えていただきたい。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 先行同型機種の参照に関する御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>

<p>今後も端末の転売やキャリアや代理店の不正が出ないように是正対策して健全な競争が続く業界にしてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 23】</p>		
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供</p> <p>⑥ 「端末の購入等をする事」又は「新規契約」を条件（施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号に規定する条件を除く。）とする利益の提供の上限の例外</p>		
<p>意見 32 最終調達日から一定期間が経過した端末でもシェアが高いものは一定の市場価値を有する場合は考えられるところ、初期調達時に大量調達するなどの潜脱行為や、過度な端末値引きに頼った不当な競争が拡大する懸念がある。そのため、特例の潜脱行為と見なされ得る行為や不良在庫端末の市場価値の考え方等について本ガイドラインで示すべき。特例による割引の実施状況を注視し、過度な値引きや潜脱行為等の問題が生じた場合には早急に規律見直しの検討を要望。</p>	<p>考え方 32</p>	
<p>不良在庫については「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において「本来、不良在庫を発生させないよう適正な調達を行うことが重要」、「不良在庫端末特例はその名のとおりにあくまでも不良在庫となる端末を特例として処分させることを目的とするものである」という考え方が示された通り、不良在庫端末特例はあくまでも例外的に処分できるものである点を踏まえれば、各事業者は本特例の適用を前提とせず適正な調達に努めることが求められると考えます。</p> <p>なお、最終調達日から 36 ヶ月後など一定期間が経過した場合であっても、特に端末市場シェアの高い機種（Apple 社の iPhone シリーズなど）については、一定の市場価値を有している場合も想定され、初期調達時の大量調達などの本特例の趣旨に反した潜脱行為に繋がる懸念が懸念されます。</p> <p>この点、潜脱行為とみなされ得る行為（初期調達量が他の端末に比して著しく多く、不良在庫特例を適用する端末数が多い等）を脚注などにより補足的に示していただくことが、潜脱行為防止の観点から望ましいと考えます。</p> <p>総務省殿においては、引き続き、端末販売状況を含めた市場競争の状況を注視いただき、仮に市場価値を下回る価格となる割引や潜脱的な行為、その他競争影響が大きい事象等が確認された場合には、早急に規律見直し等に向け検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>○ 不良在庫端末特例による割引の実施状況について、引き続き注視します。</p> <p>○ 潜脱行為と見なされ得る行為や不良在庫端末の市場価値の考え方等をガイドラインに記載するという御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・不良在庫端末特例は、あくまでも不良在庫となる端末を特例として処分させることを目的とするものと認識しており、端末の調達においては、基本的に不良在庫を発生させないよう適正な調達を行うことが重要であると考えます。 ・なお、市場シェアが高く訴求力のある端末については、発売から数年経過後もなお一定の市場価値を維持していることが想定されるところ、本特例の適用条件の緩和により、過度な端末値引き等による誘引に頼った競争が拡大することも否定できず、また、MVNO は事業構造上、大幅な割引が困難である状況を鑑みると、MNO-MVNO 間の競争環境に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ・このため、「競争ルールの検証に関する報告書 2024」において、「市場価値を下回る価格となる割引が行われないかを注視し、問題が生じた場合には、再度見直しの検討を行うことが適当」との考え方が示されたところ、本ガイドライン改正案において、端末購入プログラムに係る具体的な算出ルールが示されたことと同様に、適正な競争環境を確保する観点等から、不良在庫端末に係る市場価値の考え方や基準等について本ガイドライン等にお示しいただくことを要望いたします。 ・なお、総務省殿においては、当該特例を適用した割引の実施状況等を注視いただくとともに、過度な値引きや潜脱行為等の問題が生じた場合には、規律等の見直しも含め、早急に必要な措置を講じていただくようお願い申し上げます。 【株式会社オプテージ】 		
<p>意見 33 不良在庫端末特例の見直しに賛同。</p>	<p>考え方 33</p>	
<p>不良在庫端末特例を見直すことについて、賛同します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

8 その他		
(2) 必要な報告		
② 移動電気通信役務を提供する電気通信事業者が報告する必要があるもの（報告期限：毎四半期経過後2月以内）		
意見 34 分析・検証の目的が果たされたと考えられる報告事項については、見直しを要望。それ以外の報告事項についても、その必要性を都度見直してほしい。	考え方 34	
<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法第27条の3に関する規律が随時改定されてきた中、関連する報告規則についても、その数値に関する分析・検証の目的、重要性等が変化すると想定されるところ、改定を踏まえた入れ替え・削除等整理が行われていないものと認識しております。つきましては、分析の重要性が低下している報告項目については削減する、継続して分析する必要があると判断した報告項目であっても、報告終了時期を設定する等、規律改定に合わせて関連する報告についても整理を行うことを要望します。 ・例えば、現段階で、様式第20の5の「契約更新数」、様式第20の7の「違約金等の定めがある契約の総数」や「違約金等の発生件数」に関する報告については、報告項目から削除するなどの見直しが必要と考えます。当該報告の目的は、行き過ぎた期間拘束の是正に関する措置の動向、および違約金の上限規制によるスイッチングコストの状況を検証するためのものとの認識しておりますが、「競争ルールの検証に関する報告書2024」では、「毎月の1件当たりの違約金支払金額はMNO3者は2022年第1四半期にゼロ」となったことや「MNOにおける期間拘束契約の廃止をはじめとした乗換えの円滑化に向けた各種の取組が実施された結果、従前と比較すると、利用者が自身のニーズに合った事業者や料金プランを選択できる環境が整ってきている」と評価されており、同報告は一定の目的を果たしたものと考えます。 ・また、様式第23の4に関する報告についても見直しが必要と考えます。当該報告においては、端末値引きの上限などを規律することにより利用者を誘引するビジネスモデルの変化や、事業法第27条の3の規律の潜脱行為が行われていないかという観点から、端末製造事業者への支払金実績の報告を求められているとの認識です。「競争ルールの検証に関する報告書2024」では、「全体として、大きな動きはなかった」との記述となっておりますが、過去の報告書においても、同様の評価が続いている状態であり、報告を導入する際の懸 	○ 報告事項については、政策の適切な効果検証の実施が損なわれないことを前提とした上で、随時見直しを検討します。	無

<p>念は特段出しておらず、合せて見直しをすべきと考えます。</p> <p>・このように、分析・検証の目的が果たされたと考えられる報告については報告項目から削除するなどの見直しを要望します。また、上記3様式以外についても、ガイドラインの改定に合わせて、その必要性を都度整理するなど、不断の見直しを行っていただくことをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
その他		
意見 35 通信事業者が脱法行為を模索することは明白であるため、端末割引時に総務省の認可を得る必要があるとする等の厳しい改正案を提示すべき。	考え方 35	
<p>本改正について、通信業者はどのように法を改正しても、その趣旨に賛同することはなく、法解釈上適切な脱法行為を探ることは明白に思います。</p> <p>そのため、この法律案はそのまましつつ、これ以上の脱法行為が行われた場合に適用される、厳しい改正案を同時に提示するのがよいのではないのでしょうか。</p> <p>具体的には、端末割引時には総務省に割引趣旨の説明書類を提出し認可を得る必要があるとする、通信業者の端末販売を完全に禁止する、などです。</p> <p>今のように締め付けをしていると、光回線営業の迷惑電話のように、「実は割安で端末が買える」という詐欺が広がる可能性もあります。</p> <p>そういうものを防ぐにも、事前認可を提出させ、許可したものを公告することは有効かもしれません。</p> <p>以上となります。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	無
意見 36 通信料金は複数契約や自宅のネット契約がないと安くならず、過去と比較しても安くなっていない。端末については、購入できる金額まで値引きできるように競争させるべきであり、複数購入の場合に購入金額以上で転売できないような規制を設けるなどの対策が必要。	考え方 36	
利用料は複数(家族)契約や家のネット契約がないとやすくない。つまり、通	○ 日本のスマートフォンの通信料金は大幅に低廉化し、現在は諸外国	無

<p>信料は昔と比べても安くはなっていない。機種だけの購入はハイレベルのものは、三大キャリアしかなく、高額になるため、数年単位の支出で比べても昔より高くなっている。機種とプランを分けて契約することはいいことだが、機種購入が高くなったことで、機種が壊れるまで使い、壊れたら安い機種に買い換えるしかなく、適度な機種を購入できなくなかった。</p> <p>携帯の分割払いは、ローン契約に影響があるものであり、分割払いでなく、購入できる金額まで、値引きできるように、競争をさせるべきで、そのためには、複数購入の場合に購入金額以上で転売できないような規制を設けるなど、他の対策が必要。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>と比べて中位または低位の水準となっており（出典：電気通信サービスに係る内外価格差調査 -令和5年度調査結果-）、国民の通信料金負担は軽減されたと考えます。</p> <p>○ 転売の規制に関する御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	
<p>意見 37 制度が変わる際、代理店以外からの説明が少ないため、教材を出してほしい。また、問い合わせ窓口があった方がいい。</p>	<p>考え方 37</p>	
<p>私は今ソフトバンクの代理店に勤めています。</p> <p>もしかしたら趣旨が違うかもしれませんが</p> <p>毎回、電気通信事業法が変わる度に代理店から説明はありますが、それ以外からの説明が少ない気がしますので何かしらの教材みたいなものを出していただくと幸いです。また、分からないことがあれば気軽に聞ける問い合わせ窓口みたいなのがあったら助かります。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>
<p>意見 38 実質月々1円の「実質」という表示を禁止し、レンタル月々1円などに変更の上、注意事項を見過ごさないために表示を大きくするよう義務付けるべき。</p>	<p>考え方 38</p>	
<p>家電量販店や販売店は実質しか言わないから契約している老人など見ると…年寄り安く購入出来たと思っているが一括購入でもないし、大雑把に言えばレンタルしている事に気づいていない。実質12円（月々1円）の実質を禁止、レンタル料金月々1円などに変更。</p> <p>月々1円などと大きく見せている文字に対して注意事項の文の75%の大きさで表示を義務付ける。安く見せて料金が上がる事を文字が小さく見過ごし、説明されても購入で気分が高まって聞き逃し忘れてる。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>

<p>意見 39 現行の端末値引き等の規制を緩和又は撤廃の上、転売規制を強化すべき。</p>	<p>考え方 39</p>	
<p>規制の方向性が根本的に間違っているのではないのでしょうか。</p> <p>議論の発端は、通信料金の高額化による家計圧迫と記憶しています。高額化の理由は、多額の販売奨励金の回収費用が通信料金に上乗せされているからで、</p> <p>いわゆる2年縛りによって通信会社間の乗り換え流動性が低下し、大手通信キャリアの寡占化による不健全な競争環境が問題視されました。</p> <p>月日が経ち、幾度もの省令改正を経た現在では、大手通信キャリアのサブブランド、オンライン専用プラン、MVNO各社が台頭したことで通信料金は大幅に値下がりしました。2年縛りの料金プランもSIMロックもなくなったことで、乗り換えの流動性は高まりました。</p> <p>一方、昨今の円安と相まって主に海外への転売の増加、短期解約者の増加が目立ちます。端末の値引きが規制されたことでハイエンド端末を中心に需要が激減し、それを補う販売施策として、いわゆる月1円レンタルのような極端な残価設定型の購入プログラムが生まれたものと理解しています。</p> <p>一連の販売規制は歪んだ市場環境を生み出し、ハイエンド端末の販売不振は5G通信をはじめとした先端技術の停滞、ひいては日本のデジタル分野での競争力低下の一因になっていると感じます。</p> <p>現行の販売規制（端末値引の制限等）を緩和または撤廃の上、転売規制を強化すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 12】</p>	<p>○ 電気通信事業法第27条の3は、通信料金収入を原資とする端末割引等の誘引に頼った競争慣行を是正するために、過度な端末割引をはじめとする利益提供を禁止し、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものであり、現時点においては、必要な規制であると考えます。</p> <p>○ 転売の規制に関する御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>

意見 40 現行の規制を抜本的に見直し、消費者にとってより良い制度を構築すべき。	考え方 40	
<p>現行の規制を前提にするならば今般の改正に賛成するが、そもそも現行の規制について抜本的に見直すべきである。</p> <p>なぜなら、消費者にとってより良い料金制度を目指すために規制を始めたはずが、今では総務省と携帯電話事業者（MNO）の「頭脳戦」「化かし合い」のような様相を呈していて、肝心の消費者の利益が顧みられなくなっているし、それどころか却って規制前よりも損をするケースも発生している。</p> <p>一旦フラットな形で、よりよい制度を構築すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 13】</p>	<p>○ 電気通信事業法第 27 条の 3 は、通信料金収入を原資とする端末割引等の誘引に頼った競争慣行を是正するために、過度な端末割引をはじめとする利益提供を禁止し、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものであり、現時点においては、必要な規制であると考えます。</p> <p>○ 制度の構築に関する御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	無
意見 41 販売価格を規制する法的根拠は何か。値引き規制によりいくら通信料金が下がったのか。値引きを規制することに反対。	考え方 41	
<p>1. 本改正案に対して販売価格を規制する法定根拠を問う 民間企業に対して販売価格を規制するのは何の法律に基づいて実施しているのか</p> <p>2. ここ 2 年の携帯電話本体の値引き規制により、いくら通信料金が下がったのか mvno やサブブランドも菅首相退任後、全く料金が下がっていないが、本改正案によりいつ、いくら料金が下がるのか</p> <p>ただ値引きを規制し戦前の物価統制令のような国民を疲弊させ、役所の仕事やりました感で法律改正だけするのは大反対</p> <p style="text-align: right;">【個人 14】</p>	<p>○ 電気通信事業法第 27 条の 3 において、通信サービスの利用者に対して行われる過度な端末割引等の利益提供を規制しています。</p> <p>○ 日本のスマートフォンの通信料金は大幅に低廉化し、現在は諸外国と比べて中位または低位の水準となっています。(出典：電気通信サービスに係る内外価格差調査 -令和 5 年度調査結果-)</p> <p>○ 引き続き、料金・サービス本位の競争につながる競争環境の整備を進めてまいります。</p>	無
意見 42 改正案は海外企業の利益獲得を誘導しており、総務省が行うべき施策ではない。	考え方 42	
<p>改正案が施行された場合、市場シェア上位か、MNO に対しいわゆるキャンペーン費用を捻出できる資本力のある外国企業の製品 (iPhone や Pixel) の市場独占が強まると容易に予想できる。</p> <p>結果として今回の改正案は海外企業の利益獲得を誘導している。 この点で日本国の国益を追求する総務省が行うべき施策ではない。 総務省が仕事をしているとはとても思えない。</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	無

【個人 17】		
意見 43 消費者との正当な契約について、官公庁が規制すべきではない。分割払いや端末購入プログラムが実際には割賦契約や賃貸借契約であるため、その旨を明示し、法令に沿った説明や契約を交わさせるべき。	考え方 43	
<p>端末の購入について。</p> <p>今までの総務省の規制はほぼ失策で、販売者 消費者ともに利益が逸失している。そもそも消費者との間の正当な契約について、官公庁があれこれ規制すべきでは無い。消費者に対する財産権の侵害にあたる。不当廉売等の部分は公取委で扱えば良い。</p> <p>なお、分割払いや端末購入プログラムといった言い回しの部分は、実際には 割賦契約や賃貸借契約 である。広告や契約時には割賦契約なり賃貸借契約と言ったように終始はっきりと明示させ、その法令等に沿った説明と契約を交わさせる。むしろ徹底すべき重要な部分はここであると考え。</p> <p>【個人 18】</p>	○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。	無
意見 44 改正案は企業の価格競争を妨害しており、公益に反する政策である。	考え方 44	
<p>本改正案は、各企業間の価格競争を徒に妨害するもので、健全な資本主義にそぐわないと考える。</p> <p>さらに、物価高騰の昨今において、消費者が安価に端末、通信を利用する機会を阻害するものであり、公益に反する政策と考えられる。</p> <p>おそらく、立案する上級国民は高所得であるため、端末価格や通信コストの高騰には無関心なのかもしれないが、是非生活に困窮する市井の状況を鑑みて、実勢に即した政策を進めていただきたい。</p> <p>【個人 19】</p>	○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。	無
意見 45 改正案は、自由競争や消費者利益の観点から再考を要望。	考え方 45	
<p>総務省御中</p> <p>「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」改正案」に関する意見</p>	○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。	無

私は、本報告書案で提案されている携帯電話市場への新たな規制に強く反対いたします。以下に、その理由を述べさせていただきます。

1. 自由競争の阻害

提案されている規制は、携帯電話市場における自由競争を不当に制限するものです。政府が過度に市場に介入することで、事業者の創意工夫や革新的なサービスの開発が妨げられる可能性があります。消費者にとって有益な新しい販売方法やサービスが生まれる機会を奪うことになりかねません。

2. 消費者利益の損失

端末の値引き規制は、消費者が安価に端末を購入する機会を奪うものです。多くの消費者は、より安く端末を入手できることを望んでいます。この規制により、消費者の選択肢が狭められ、経済的負担が増加する可能性があります。

3. 古い端末の脆弱性

新たな端末が入手しにくくなることにより、OSによるセキュリティアップデートができなくなり、マルウェア等の脅威にさらされることとなります。

4. 技術革新への悪影響

技術の進歩は市場の需要に応じて自然に進むべきであり、政府の介入は最小限に留めるべきです。

以上の理由から、本報告書案に示された規制案の再考を強く要望いたします。

[市場の自由]

[消費者の利益]

[消費者の安全性]

<p>を最優先に考えた政策立案を期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人 24】</p>		
<p>意見 46 ホッピング防止のため、SIMのみ新規契約の規制を見直すべき。</p>	<p>考え方 46</p>	
<p>この度の意見提出の機会に感謝します。</p> <p>私が主張したいのは新規契約を条件とする利益提供の見直しについてです。一般にSIM単体契約と呼ばれているもので現在2万円が利益提供の上限と定められていますがこの規制の見直しを提案します。</p> <p>そう考えた理由としてはいわゆるホッピング問題が挙げられます。実際に携帯電話各社の決算会見でも解約率上昇の理由として2万円を目的とした過度な乗り換え競争が発生しているという話が出ています。元を辿れば現在の規制の背景は端末割引の過度な競争が発端であったところ、それが今は規制の穴をかい潜り2万円の過度な競争にすり替わっているというのはこのガイドラインの趣旨に反していると思われます。この2万円競争を終わらせるための策が必要です。</p> <p>見直しを行うと仮定して考えられる対策としては完全に廃止するというのが最もわかりやすいですが、今回の改正では丁度いわゆるお試し割引に関する規定が設けられたのでこれと統一して一事業者一回限り2万円でも良いかと思われます。</p> <p>長々と書いてしまい申し訳ありませんが最後に、乗換える人ばかりが得をするより全ての利用者に恩恵のある料金競争が促進される規制を願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 25】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じて今後の政策検討の参考とします。</p>	<p>無</p>
<p>意見 47 物価対策や減税、賃上げに注力すべき。</p>	<p>考え方 47</p>	
<p>今役所がこのテーマにギャアギャア言い始める理由がわからない 悪いことやろうとしてるような空気を感じる 物価と減税と賃上げにもっと必死になったら？ 税金使ってまでやることなの？</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>

<p>意見 48 楽天モバイルに割り当てられたプラチナバンドが狭く通信環境に差が出ているが、事業者によって通信環境が違うのはおかしい。細かいルールだけを厳格化しても意味がない。</p>	<p>考え方 48</p>	
<p>この案自体、税金の無駄遣いでは？ こういふガイドラインでルールを厳格化しているが、そもそも楽天モバイルに付与しているプラチナバンドが他社に比べて狭いので通信環境に差が出てしまっている。契約している会社によって、通信環境が違うのはおかしいし、その原因が再割り当てを行わない総務省にあるっていうのも問題あり。 周波数の再割り当てなど根本的なことを行わないで、細かいルールだけを厳格化しても意味がないのでは？多忙なのはわかるが、力の入れ方がおかしい。正直、税金の無駄遣いだと思う。行政の腐敗であり、天下りの温床だ。どうせ天下りなどの表現も消されるんだろうけど。</p> <p style="text-align: right;">【個人 15】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>
<p>意見 49 オプション加入を促すポップアップが出る仕組みを規制してほしい。</p> <p>改正案とは直接関係ないかもしれませんがご容赦ください。私楽天モバイルを利用している者なのですが、my 楽天モバイルを起動すると毎回の様に通話定額オプション加入を促す鬱陶しいポップアップが出るんですね。それで先日寝ぼけていたので誤ってそのオプションの契約しそようになってしまいびっくりして心臓が止まりました。あとで調べてみたらこういうのはダークパターンといって海外では既に問題になっているそうですね。日本でもこの様な不誠実で誤解を招くような仕組みはできないようにしてください。お願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人 27】</p>	<p>考え方 49</p> <p>○ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>
<p>意見 50 楽天モバイルの端末購入プログラムの決済手段を多様化するよう働きかけるべき。</p>	<p>考え方 50</p>	
<p>楽天モバイルには「楽天モバイル買い替え超トクプログラム」という端末購入プログラムがあるのですが支払い方法が楽天カードのみとなっており大変困っております。というのも私は他社カードで十分満足しているので楽天カードを持っておらず、この端末購入プログラムを利用するためだけにわざわざ楽天カードを契約するというのも手間がかかるので嫌です。これはいうなればSIMロックならぬクレカロックであり国民の決済の自由を侵害しています。せめて他社カードか口座振替を認めるよう総務省様で働きかけてもらえませんか？</p>	<p>○ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。</p>	<p>無</p>

【個人 28】		
意見 51 楽天にプラチナバンドが必要。	考え方 51	
楽天にプラチナバンドが必要 【個人 29】	○ 頂いた御意見については、本意見募集の対象外です。	無